

## ひろしま都市犬はっしーのデザイン使用に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、広島広域都市圏の認知度を高めるとともに、広島広域都市圏における取組及びその必要性の周知を図るため、広島広域都市圏マスコットキャラクターひろしま都市犬はっしーのデザイン（以下「デザイン」という。）の使用に関して必要な事項を定める。

### (使用基準)

第2条 デザインは次の各号のいずれかの場合に使用することができる。

- (1) 広島広域都市圏協議会又は広島広域都市圏を構成する市町が使用する場合
- (2) 広島広域都市圏協議会又は広島広域都市圏を構成する市町以外の団体が使用する場合であって、広島広域都市圏の魅力を宣伝できる場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか、広島広域都市圏協議会事務局（以下「事務局」という。）が適当と認めた場合

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときはデザインを使用することができない。

- (1) 地域住民団体等が作成する当該団体の構成員向けの内報等であるとき
- (2) 企業、各種施設、団体の関係者のみが閲覧する内報等であるとき
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき
- (4) 特定の個人、法人、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき
- (5) 不当な利益を得るために使用し、又は使用するおそれがあるとき
- (6) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき
- (7) 広島広域都市圏の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき
- (8) 第7条各号の規定に従って使用されず、又は使用されないおそれがあるとき
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるおそれがあるとき
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用又は商品等の販売をするとき
- (11) 前各号に掲げるもののほか、事務局が不適当と認めたとき

### (使用申請)

第3条 デザインの使用を希望する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、ひろしま都市犬はっしーデザイン使用申請書（様式1）に必要事項を記入の上、当該使用に係る仕様が分かる資料を添えて、事務局に提出し、その承諾を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 広島広域都市圏協議会の業務に使用するとき
  - (2) 広島広域都市圏を構成する市町の業務に使用するとき
  - (3) 広島広域都市圏を構成する市町の職員が名刺に使用するとき
  - (4) 新聞、テレビ、雑誌等の報道関係機関が報道又は広報の目的で使用するとき
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、事務局が適当と認めたとき
- 2 商業目的で利用する場合には、以下の資料を併せて提出すること。
- (1) 会社概要など申請者の事業内容が分かる資料
  - (2) 修正可能な段階での使用する商品等のデザイン案（見本）及び企画書など仕様が分かる資料
  - (3) 食品類にあつては、製造先の保健所が発行した食品衛生法に基づく営業許可証又は営業届出の受理証の写し
- 3 事務局は、前項の申請があつた場合、その内容が前条に定めるところに従い適当と認めるときはデザインの使用を承諾する。
- 4 事務局は、第1項の申請があつたときは、申請者に対し、デザイン使用の承諾又は不承諾の連絡を行う。
- 5 事務局は、承諾に際し条件を付することができる。

（承諾の取消し）

- 第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、事務局は前条第2項の承諾を取り消し、承諾を受けた者（以下「使用者」という。）に対しキャラクターを使用して作成し、又は製造した物件（以下「使用物件」という。）等の回収を求めることができる。
- (1) 使用者がこの要綱に違反した場合
  - (2) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
  - (3) 第2条第2項各号のいずれかに該当することが判明した場合
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、事務局が特に必要と認めた場合
- 2 前項の規定により承諾を取り消された者は、当該取消のあつた日以後、当該承諾に係る物件を使用してはならない。
- 3 前項の規定による承諾の取消により生じた、使用物件の回収に係る費用等の損害又は損失（以下「損害等」という。）は使用者の負担とする。
- 4 事務局は、使用者にデザインの使用状況について報告させ、又は調査することができる。

（使用期間）

- 第5条 デザインの使用期間は、第3条第2項の規定による承諾を受けた日の属する年度の末日までとする。ただし、書籍又は映像作品等での使用については、この限りでない。
- 2 前項の期間は、更新することができる。

- 3 第3条の規定は、前項の更新について準用する。
- 4 使用期間の満了後において、許可した商品等の在庫が残っている場合は、当初の許可内容を変更しない限り、期間満了後も、在庫がなくなるまで引き続き使用することができる。

(使用料)

第6条 デザインの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承諾された用途のみに使用すること。
- (2) 使用期間を遵守すること。
- (3) 承諾によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) デザインガイドに定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変等はないこと。
- (5) キャラクター及び広島広域都市圏のイメージ、信用性等を損なうことがないよう適正に使用すること。
- (6) 使用物件には、「広島広域都市圏マスコットキャラクター ひろしま都市犬はっしー」の表記を付すこと。ただし、当該表記を付すことが困難である場合は、事務局と協議の上、「ひろしま都市犬はっしー」の表記とすることができる。
- (7) 使用物件については、安全性及び品質等について十分に配慮し、完成後、速やかに事務局に提出すること。ただし、使用物件の提出が困難である場合は、事務局と協議の上、イメージデータ等の提出をもって代えることができる。
- (8) 使用者は、デザインが掲載された商品（パッケージを含む。）が広島広域都市圏の推奨又は品質保証を表すものでない旨を商品又はホームページ等に記載すること。
- (9) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他の関係法令を遵守すること。
- (10) 物品等の製造を第三者に委託する場合は、受託者がこの要綱の規定に違反することがないように管理及び監督のために必要な措置を講ずること。
- (11) 物品等の製造及び販売に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。事故等が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、速やかに事務局に物品等の利用状況を報告し、物品等を提出すること。
- (12) その他事務局が付した条件に従って使用すること。

(権利設定の禁止)

第8条 使用者は、キャラクターについて、知的財産に関する一切の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(変更申請等)

第9条 使用者が承諾された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、ひろしま都市犬はっしーデザイン使用変更申請書(様式2)を事務局に提出し、承諾を受けなければならない。

2 事務局は、前項の申請があったときは、申請者に対し、デザイン使用変更の承諾又は不承諾の連絡を行う。

(承諾者の責任)

第10条 第4条に規定する承諾の取消し等により、使用者が受けた損害等または使用者が第三者に与えた損害等に対しては、事務局は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(責任の制限等)

第11条 デザインの使用により使用者が被害を受けた場合又は使用者が第三者に対して損害等を与えた場合において、広島広域都市圏協議会は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

2 デザインの使用により、使用者と第三者との間に権利侵害の紛争が生じたときは、速やかに事務局に通知し、使用者の責任と負担において、その紛争の処理、解決を図るものとする。

3 デザインの使用により広島広域都市圏協議会に損害等を与えたときは、広島広域都市圏協議会は使用者に対しその賠償を請求することができるものとする。

4 商業目的で使用する場合は、製造物に対する責任所在を明らかにする表示をすること。

(情報の公開)

第12条 事務局は、広く使用促進を図る観点から、デザインの使用許諾の状況等について、情報を公開することができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、デザインの使用に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年1月19日から施行する。

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

この要綱は、令和7年8月5日から施行する。